

# はじめに

平成22年4月1日に施行された改正土壤汚染対策法によって、要措置区域又は形質変更時  
要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運  
搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。

また、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、新たに飛  
び地間移動や区域間移動などの制度が追加され、平成31年4月1日より全面施行されました。

## 2 土壤汚染対策法の概要

### (1) 土壤汚染対策法の概要

#### 調 査

- |   |  |
|---|--|
| ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき(第3条)<br>●操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能(第3条第1項ただし書)<br>●一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行うこと(第3条第7項・第8項) | ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)<br>●3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと<br>●土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能(第4条第2項) |
| ③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)  | ④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる(第14条)  |

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

#### 土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

#### 区域の指定等

- |  |  |
|--|--|
| ○要措置区域(第6条)<br>汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域<br>●土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと(第7条)<br>●土地の形質の変更の原則禁止(第9条) | ○形質変更時要届出区域(第11条)<br>汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)<br>●土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと(第12条) |
|--|--|

#### 汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

#### 汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制(第16条、第17条)  
(事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(第20条)
- 汚染土壌の処理業の許可制度(第22条)

#### その他

- 指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者<sup>\*</sup>の設置等)(第32条、第33条)
  - 土壤汚染対策基金による助成(汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成)(第45条)
- (※) 指定調査機関は技術管理者を置く必要があり、この者の指導・監督の下、調査を実施する。技術管理者は国家試験に合格し一定の実務経験を有する必要があり、資格更新のため更新講習を修了することが必要

## (2) 土壤汚染や区域の指定に係る基準

### 1) 土壤汚染とは

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。

土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。土壤汚染による影響としては、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクと、汚染された土壤に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクが考えられます。

### 2) 区域の指定に係る基準とは

「土壤溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壤含有量基準」は、汚染された土壤の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。

特定有害物質の種類 (法第2条)	区域の指定に係る基準(法第6条第1項第1号)		第二溶出量 基準※ (mg/L)	
	<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準(mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準(mg/kg)		
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	—	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	1.5以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.3以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	24以下
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	
第三種 特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	シマジン	0.003以下	—	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下
	チウラム	0.006以下	—	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	0.003以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下

※土壤汚染対策法施行規則 別表第三(第九条第一項第二号関係)

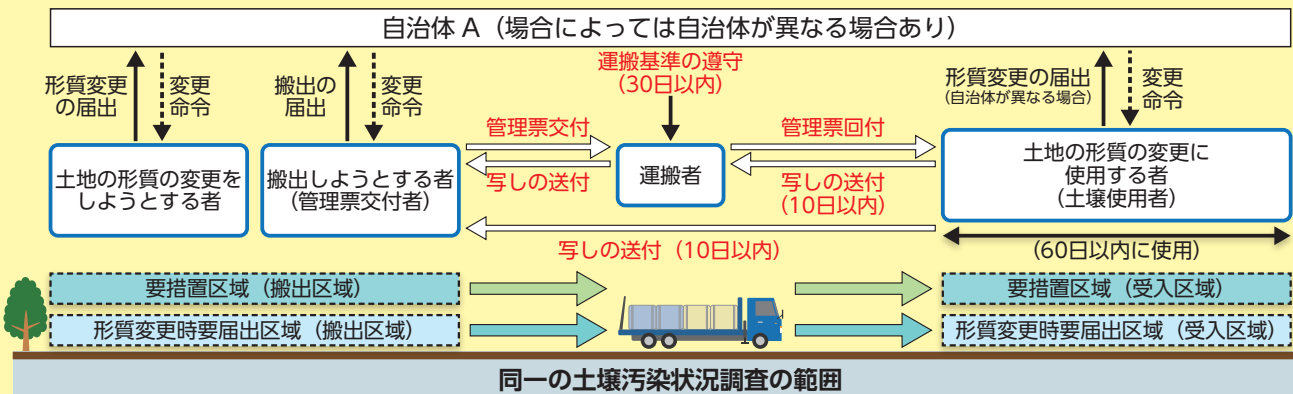
### (3) 汚染土壌の運搬

汚染土壌の不適切な運搬により、汚染土壌の所在が不明になるおそれがあることや、汚染を拡散させるおそれがあることから、環境リスクの管理・低減の観点から運搬に関する基準が定められており、当該運搬をする者に対し、運搬に関する基準を守ることにより、汚染土壌の適正な運搬の確保を図ることとしています。

#### 1) 要措置区域等から再処理汚染土壌処理施設までの運搬の例



#### 2) 飛び地間移動



#### 3) 区域間移動

